



介護予防リーダーズ事業 養成～活動（埼玉県鴻巣市）

- ★鴻巣市高齢者地域支援事業実施要綱に基づき実施（介護予防に関するボランティア等の人材を育成し、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援をする。）
- ★「介護予防リーダーズ養成講座」を受けた市民が、介護予防事業の
 - ①地域でのサロン活動（わがまちサロン）
 - ②リズム体操・軽体操（シニア体操）
 - ③施設や自宅を訪問する傾聴活動（おはなし聴き隊）を実施。

介護予防リーダーズ事業組織図

鴻巣市介護予防リーダーズ養成講座
（年間1回開催）

鴻巣市介護予防リーダーズ登録
（平成25年度現在 121名登録）

①わがまちサロン
【6か所】

②シニア体操
【2か所】

③おはなし聴き隊
【訪問】

鴻巣市介護予防リーダーズスキルアップ研修
（各活動に対し年間1回開催）



地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

① 区町村名	鴻巣市
② 口（※１）	118704人 ()
③ 高齢化率（※１） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上 23.08% () 75歳以上 9.65%
③ 取組の概要	市が「介護予防リーダーズ養成講座」を実施し、介護予防に関するボランティア（介護予防リーダー）を養成する。介護予防リーダーは、地域の高齢者を対象とし、公共施設等を利用した一次予防事業（サロン、シニア体操、傾聴活動）に協力し主体的に活動していただく。
④ 取組の特徴	介護予防リーダー活動が、地域の高齢者支援のみならず、リーダー自らの社会参加や介護予防、生きがいにつながることを目的とする。
⑥ 開始年度	平成18年度
⑦ 取組のこれまでの経緯	
⑧ 主な利用者と人数	リーダー：市民、利用者：65歳以上の平成23年度実績 活動延べリーダー数（サロン703人、シニア体操164人、傾聴290人） 利用延べ人数（サロン1488人、シニア体操897人、傾聴206人）
⑨ 取組の実施主体及び関連する団体・組織	
⑩ 市区町村の関与（支援等）（※２）	介護予防リーダーズ養成講座の開催（年1回） リーダー対象スキルアップ研修の開催（サロン、シニア体操、傾聴）（年1回） リーダー対象救急救命研修の開催（年2回）
⑪ 国・都道府県の関与（支援等）（※３）	
⑫ 取組の課題	リーダー数がなかなか増加しない
⑬ 今後の取組予定	介護予防ボランティアポイント制度の検討
⑭ その他	
⑮ 担当部署及び連絡先	鴻巣市 介護保険課 介護推進担当 TEL 048-541-1321（内線2672）

※１ 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※２ 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※３ 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

○鴻巣市介護予防リーダーズ事業実施要領

平成 19 年 3 月 22 日

告示第 76 号

(目的)

第 1 条 この要領は、鴻巣市高齢者地域支援事業実施要綱(平成 18 年鴻巣市告示第 192 号。以下「要綱」という。)別表に掲げる地域介護予防活動支援事業として介護予防リーダーズ事業(以下「事業」という。)を行うことにより、介護予防に関するボランティア等の人材を育成し、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援をすることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 この事業は、次条の介護予防リーダーに、次の地域介護予防活動の協力を依頼するものとする。

- (1) 市が実施する地域支援事業に関すること。
 - (2) 鴻巣市地域包括支援センターが実施する事業に関すること。
 - (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条又は第 8 条の 2 各項の事業を実施する事業者支援に関すること。
 - (4) その他事業の目的達成に必要なこと。
- 2 前項の介護予防リーダーの資質を向上するため、次の事業を行う。
- (1) 事業内容の周知及び啓発に関すること。
 - (2) 地域介護予防活動の調整に関すること。
 - (3) 介護予防リーダーの募集及び登録に関すること。
 - (4) 介護予防リーダーに対する講習会及び交流会の開催に関すること。
 - (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的達成に必要なこと。

(平 23 告示 96・一部改正)

(登録)

第 3 条 介護予防リーダーに登録をしようとする者は、所定の講習を受けた上で、介護予防リーダー登録申込書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)を市長へ提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認を受けた者(以下「介護予防リーダー」という。)に対し、介護予防リーダー証(様式第 2 号。以下「リーダー証」という。)を発行するものとする。
- 3 リーダー証の有効期限は、当該リーダー証を発行した日の属する年度の末日までとする。

4 介護予防リーダーは、登録された事項に変更が生じたときは、介護予防リーダー登録変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(グループ)

第4条 介護予防リーダーは、数人の者をもってグループを構成する。

(キャプテン)

第5条 事業を円滑に運営するため、前条のグループに1人のキャプテンを置く。

2 キャプテンは、次の業務を行う。

- (1) グループ内の総括に関すること。
- (2) グループ内の会議を開催すること。
- (3) グループ内の地域介護予防活動の調整に関すること。
- (4) グループ内の介護予防リーダーへの助言に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に必要なこと。

(サブキャプテン)

第6条 前条のキャプテンを補佐するため、第4条のグループに1人のサブキャプテンを置く。

(辞任)

第7条 介護予防リーダーが辞任しようとするときは、介護予防リーダー登録辞任届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 介護予防リーダーは、辞任に際して、リーダー証及び関係書類を返還しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 市長は、介護予防リーダーが次の各号のいずれかに該当したときは、介護予防リーダーの登録を抹消することができる。

- (1) 第3条第3項の有効期限が終了したにもかかわらず、介護予防リーダーが同条第1項の申込書を市長へ提出しないとき。
- (2) 介護予防リーダーが次条各号の遵守事項を遵守しないと認められたとき。
- (3) その他介護予防リーダーとしてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により、介護予防リーダーの登録を抹消された者は、リーダー証及び関係書類を返還しなければならない。

(平23告示96・一部改正)

(遵守事項)

第9条 介護予防リーダーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市の依頼に基づき誠実に地域介護予防活動を行うこと。
- (2) 地域介護予防活動により知り得た秘密、家族等の情報を漏らしたり、プライバシーを侵害しないこと。退会後においても同様とする。
- (3) 政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の目的達成に反する行為を行わないこと。

(平 23 告示 96・一部改正)

(保険料)

第10条 市は、第2条第1項の依頼による地域介護予防活動中の事故等への対応として、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、その範囲内において補償する。

- 2 介護予防リーダーは、前項の地域介護予防活動中に事故が生じた場合は、直ちにキャプテンに報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けたキャプテンは、その旨を直ちに第12条第3項の介護予防コーディネーターに報告しなければならない。

(活動報告)

第11条 介護予防リーダーは、第2条第1項の依頼による地域介護予防活動を実施したときは、活動報告書(様式第5号)を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(事務局)

第12条 この事業の事務局を、保健医療部介護保険課内に設置する。

- 2 事務局は、この事業の庶務を担当する。
- 3 事業を円滑に実施するため、事務局に、介護予防コーディネーター1人を置く。
- 4 介護予防コーディネーターは、次の業務を行う。
 - (1) キャプテンの総括に関すること。
 - (2) グループの地域介護予防活動の調整に関すること。
 - (3) キャプテンへの助言に関すること。
 - (4) 市長に対するグループの活動状況の報告に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に必要なこと。

(平 23 告示 96・一部改正)

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の日の施行の日の前日において現に要綱別表に掲げる地域介護予防活動支援事業による地域介護予防活動に協力している者については、第 3 条第 1 項の講習を受けたものとみなす。

附 則(平成 21 年告示第 192 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年告示第 96 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

(平 23 告示 96・一部改正)

介護予防リーダー登録申込書

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

申請者 住所

氏名

次のとおり、介護予防リーダーの登録を受けたいので、申し込みます。

登録に当たっては、「鴻巣市介護予防リーダーズ事業実施要領」を遵守します。

※会員番号			
(ふりがな)		男女	年 月 日生
申込者			(歳)

住所	電話番号		緊急連絡先						
勤務先	電話番号		氏名						
			住所						
			電話番号						
講習	講習終了年月日 年 月 日								
活動可能な時間帯すべて○をしてください。	時間	日	月	火	水	木	金	土	左の補足説明
	午前 6 から 7 まで								
	午前 7 から 12 まで								
	午後 0 から 7 まで								
	午後 7 から 10 まで								

※記入しないでください。

様式第 2 号(第 3 条関係)

(平 23 告示 96・一部改正)

(表)

	<p>介護予防リーダー証</p> <p>会員番号 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>上記の者は、介護予防リーダーであることを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">有効期限 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鴻巣市長 印</p>
--	--

(裏)

<p>注意事項</p> <p>1 活動中は、この介護予防リーダー証を携帯してください。</p> <p>2 活動中に事故等が発生したときは、直ちに介護保険課に連絡し、指示を受けてください。くれぐれも自分で処理をすることのないように注意してください。</p> <p>3 この介護予防リーダー証を紛失したときは、速やかに介護保険課まで連絡してください。</p> <p>4 この介護予防リーダー証は、他人に譲渡し、又は転貸しないでください。</p> <p>5 辞任するときは、必ず介護予防リーダー証をお返してください。</p> <p>《連絡先》鴻巣市保健医療部介護保険課介護推進担当</p> <p style="text-align: center;">鴻巣市中央 1—1 電話 048(541)1321</p>
--

様式第3号(第3条関係)

(平 23 告示 96 ・ 一部改正)

介護予防リーダー登録変更届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

届出者 住所

氏名

登録申込書の内容に変更がありましたので、届け出ます。

会員番号		
ふりがな		
氏名		
変更前内容		
変更後内容		

様式第 4 号(第 7 条関係)

(平 23 告示 96 ・ 一部改正)

介護予防リーダー登録辞任届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

届出者 住所
氏名

私は、次の理由により介護予防リーダーを辞任したいので、届け
出ます。

- 1 会員番号
- 2 氏名
- 3 住所
- 4 辞任日
- 5 辞任理由

様式第5号(第11条関係)
(平 23 告示 96・一部改正)

活動報告書

年 月 日

(宛先) 鴻巣市長

会員番号

氏名

印

年 月の活動を次のとおり報告します。

日付	時間	場所	活動内容	備考
年 月 日()	: ~ :			
年 月 日()	: ~ :			
年 月 日()	: ~ :			
年 月 日()	: ~ :			
年 月 日()	: ~ :			

年 月 日()	: ~ :			
年 月 日()	: ~ :			
年 月 日()	: ~ :			
年 月 日()	: ~ :			
年 月 日()	: ~ :			

第4章 地域支援事業

第1節 地域支援事業の展開

1 地域包括支援センターの充実

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を営めることができるように支える「地域包括ケアシステム」を実現していくためには、介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開も含め、地域における保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的に行い、地域における包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築していくことが必要です。そのため、地域全体に目配りのできる地域包括支援センターの充実を図り、包括的・継続的マネジメントの支援、総合相談・支援、介護予防マネジメントが適切に実施されるよう、積極的に取り組んでまいります。

(1) 地域包括支援センターの設置

日常生活圏域の5圏域（鴻巣A圏域・鴻巣B圏域・鴻巣C圏域・鴻巣D圏域・鴻巣E圏域）ごとに1か所の地域包括支援センターを設置し、充実を図っていきます。

(2) 地域包括支援センターの運営

職員の配置

地域包括支援センターごとに保健師又は経験のある看護師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人の3職種3人体制を確保します。

さらに、圏域の高齢者の人数により必要に応じた、職員を配置します。

事業内容

地域包括支援センターでは、介護予防の相談や介護予防プランの策定を行う介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、虐待の早期発見・防止、ケアマネジメントのネットワークの構築や困難事例に対する助言などの包括的・継続的ケアマネジメントを行います。

運営協議会の設置

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保を図るための運営協議会として、被保険者、サービス利用者や医療・福祉関係者で構成する「鴻巣市介護保険運営協議会」を設置しています。

2 介護予防事業

(1) 二次予防事業

二次予防事業の対象者把握事業

介護予防二次予防事業対象者施策の該当者を把握するため、要支援、要介護認定者等を除く第1号被保険者に対し、基本チェックリストを実施し、二次予防事業対象者を把握します。

通所型介護予防事業

二次予防事業の対象者把握事業で把握した、二次予防事業対象者に対して、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「認知予防」の事業を地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに基づいて実施し、自立した生活の確立に向けて支援します。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 見込み	平成 24 年度 見込み	平成 25 年度 見込み	平成 26 年度 見込み
参加者数	138 人	110 人	194 人	190 人	200 人	210 人
実施回数	145 回	118 回	164 回	132 回	132 回	132 回

訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者で、心身の状況等により通所型介護予防事業への参加が困難な高齢者を対象に、保健師等がその居宅を訪問し、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに基づいて必要な相談・指導を実施します。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 見込み	平成 24 年度 見込み	平成 25 年度 見込み	平成 26 年度 見込み
実施人数	43 人	10 人	13 人	20 人	25 人	30 人

二次予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、二次予防対象者施策の事業評価を行い、その結果に基づき事業内容の改善を図ります。

(2) 一次予防事業

介護予防普及事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、介護予防教室や講演会等を開催し、回覧等の作成・配布を行います。

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 見込み	平成 24 年度 見込み	平成 25 年度 見込み	平成 26 年度 見込み
回覧等発行		年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回
出前 講座	回 数	49	39	29	50 回	50 回	50 回
	参加者	1,970 人	1,627 人	1,600 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人
認知症 予防 講演会	回 数		1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	参加者		71 人	233 人	250 人	250 人	250 人

地域介護予防活動支援事業

介護予防に向けた取り組みとして、対象者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニューを実施し、事業を通じて参加者同士の交流を図り、自主的な取り組みにつなげる等の工夫をすることにより、住民参加の積極的な参加を図ります。

介護予防に関するボランティアの育成

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 見込み	平成 24 年度 見込み	平成 25 年度 見込み	平成 26 年度 見込み
介護予防 リーダー 養成講座	回 数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	参加者	47 人	34 人	12 人	20 人	20 人	20 人
認知症サ ポーター 養成講座	回 数	1 回	1 回	2 回	2 回	3 回	3 回
	参加者	37 人	36 人	80 人	80 人	120 人	120 人

いきいきシニア事業の実施

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 見込み	平成 24 年度 見込み	平成 25 年度 見込み	平成 26 年度 見込み
認知症 予防教室	会場数				2 場所	2 場所	2 場所
	回 数				40 回	40 回	40 回
	参加者				600 人	600 人	600 人
健康 スタジオ	会場数	5 場所	5 ヶ所	5 ヶ所	5 場所	5 場所	5 場所
	回 数	64 回	57 回	48 回	50 回	50 回	50 回
	参加者	746 人	567 人	700 人	825 人	825 人	825 人
お達者 元気教室	会場数			2 場所	2 場所	2 場所	2 場所
	回 数			33 回	40 回	40 回	40 回
	参加者			580 人	600 人	600 人	600 人
わがまち サロン	会場数	6 場所	6 場所	6 場所	6 場所	6 場所	6 場所
	回 数	127 回	136 回	125 回	120 回	120 回	120 回
	参加者	1,356 人	1,465 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人
	ボラン ティア 数	828 人	804 人	720 人	800 人	800 人	800 人
おはなし 聴き隊	回 数	150 回	142 回	123 回	180 回	180 回	180 回
	利用者	434 人	247 人	210 人	300 人	300 人	300 人
	ボラン ティア 数	642 人	316 人	300 人	420 人	420 人	420 人
すこやか シニア 体操	会場数	3 場所	3 場所	2 場所	2 場所	2 場所	2 場所
	回 数	68 回	62 回	42 回	45 回	45 回	45 回
	参加者	1,316 人	951 人	880 人	800 人	800 人	800 人
	ボラン ティア 数	220 人	287 人	150 人	250 人	250 人	250 人

社会参加活動を通じた地域活動組織の育成支援

介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、当該活動の実績を評価し、ポイントを付与する「介護予防ボランティアポイント制度」の調査・検討を行います。

(3) 一次予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一次予防対象者施策の事業評価を行い、その結果に基づき事業内容の改善を図ります。

3 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業の対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、課題分析、目標の設定、ケアプランの作成、モニタリング、評価を行います。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 見込み	平成 24 年度 見込み	平成 25 年度 見込み	平成 26 年度 見込み
人数	186	128	207	210 人	225 人	240 人

(2) 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターが中心となり、日常圏域の高齢者の実情把握に努め、高齢者本人、家族、近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助を行います。

(3) 権利擁護事業

高齢者の権利を守るため、相談機関や権利擁護制度についての周知、相談体制を整備し、相談窓口である地域包括支援センターの啓発を図るとともに、継続的・専門的な支援を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

介護支援専門員を始めとする関係機関との連携を構築し、情報交換や事例検討会を実施し、介護支援専門員が抱える困難な事例について指導、助言を行います。

4 任意事業

(1) 家族介護支援事業

要介護者や要支援者を介護している家族等を対象に、介護者の心身の負担軽減を図り、支援することを目的に実施します。

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 見込み	平成 24 年度 見込み	平成 25 年度 見込み	平成 26 年度 見込み
介護者 教室	会場数	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5か所	5か所	5か所
	回 数	30回	30回	30回	30回	30回	30回
	参加者	307人	350人	335人	300人	300人	300人
介護者 交流会	会場数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	回 数	1回	1回	1回	1回	2回	2回
	参加者	13人	1人	8人	10人	20人	20人

(2) 介護給付等費用適正化事業

介護保険制度の適切な運営を図るため、要介護認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、利用者に対する給付費通知の発送などを行い、介護サービスの質の向上及び適正化を図ることを目的として実施します。

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ケアプラン チェック	回 数	12回	12回	6回	6回	6回	6回
	件 数	90件	90件	60件	60件	60件	60件
住宅改修の 点検・調査	回 数	随 時	随 時	随 時	随 時	随 時	随 時
福祉用具 調査	回 数	随 時	随 時	随 時	随 時	随 時	随 時
医療情報と の突合	回 数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
介護給付費 通知	回 数		1回	1回	1回	2回	2回
事業者研修 会の実施	回 数	10回	10回	6回	6回	6回	6回
	参加者	476人	368人	155人	180人	180人	180人